

お客様各位

平成26年5月1日

若葉が鮮やかな季節となりましたが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 今月の税務～地方税が目白押し
2. 3月決算の申告について
3. 労働法制について

1. 今月の税務～地方税が目白押し

今月は地方税の納付・手続きが目白押しです。

まず、個人住民税の特別徴収が6月から始まります。月割の徴収額は、今年の6月から翌年5月までの12カ月間の均等額となっており、端数は6月で調整します。

各社員の住所地の市区町村から納税通知書が送られてきたら、特別徴収に備えて、徴収額を給与台帳や給与計算表に転記しておくとともに、1部を従業員本人に交付します。

もし、会社が支給している給料と比較して住民税の割合が高い場合は副業の可能性があるので、この点にも注意しておきましょう。

次に、固定資産税（都市計画税）の平成26年度第1期分の納付が大体の市町村では5月から開始されます。

最後に、自動車税・軽自動車税の納付が始まります。自動車税・軽自動車税は、4月1日現在の自動車・軽自動車の所有者に対して課されるので、4月2日以降に自動車や軽自動車を売却した場合でも、納税通知書は4月1日現在の所有者に送付されることに注意して下さい。今年の納付期限は6月2日です。

2. 3月決算の申告について

3月決算会社の確定申告期限が今月末です。

今年度の改正項目では所得拡大促進税制の適用があります。これは昨年度に比べて従業員の給料が増加した場合は最大20%の税額控除が認められるもので、よく似た税制の雇用促進税制は事前にハローワークへの届出が必要ですが、この所得拡大促進税制は届出が不要と使い勝手がいいものです。

アベノミクスにより従業員の給料を増加させた会社は検討の価値があります。

3. 労働法制について

現在、国会で審議中の労働法制の中で、特定派遣の一般派遣への一本化があります。

一般派遣とは労働者を登録スタッフとして登録し、派遣先が見つかった時だけ雇用契約を結んで就労するものですが、特定派遣とは、自社で常時雇用する労働者を派遣するものです。そのため、特定派遣は派遣先の仕事が終了したから雇用関係がなくなるわけではなく、自社に戻して就労させるか、新たな派遣先にて就労させるなど、派遣労働者にとっては有利なのです。

ところが、実際には「常時雇用」を前提としているはずの特定派遣事業であるのに、有期雇用契約の繰り返しが行われるなど、派遣労働者の立場がかえって不安定になっているとの批判から政府は一般派

遣への一本化を図る予定です。

一般派遣は純資産が2千万円以上かつ現金預金が1千5百万円以上という要件を充足する必要があり、特定派遣にもその要件が必要とされると増資を行わなければならない会社が出てきそうです。

政府は6月あたりに可決を目指していますが、いきなり特定派遣が廃止されるは考えにくく、経過措置がある見込みです。経過措置の内容に注意し、今後の対策を講じる必要があります。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

坂田公認会計士事務所

〒651-0084 神戸市中央区磯辺通4-1-8 ITCビル 408号室

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 078-862-1229 FAX 078-862-1282

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>